

# 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 固定資産税の軽減について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業の用に供する家屋および償却資産に係る固定資産税を軽減します。(土地に係るものは、事業用であっても軽減の対象にはなりません。)

〈対象者〉新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が前年同時期に比べ30%以上減少している中小事業者等  
※令和2年度から新規に事業を開始した方は対象となりません。

〈軽減の割合〉令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入を前年の同期間と比較して、軽減の割合を決定します。

- 事業収入の減少率が30%以上50%未満…1/2軽減
- 事業収入の減少率が50%以上……………全額軽減

〈申請方法〉市へ申告書を提出する前に、申告書の内容について、認定経営革新等支援機関等(※)の確認が必要です。認定経営革新等支援機関等の確認を受けた申告書に必要書類を添えて、税務課固定資産税係に提出してください。

※認定経営革新等支援機関等…税理士、会計士、中小企業診断士、商工会議所、商工会、青色申告会など

〈受付期間〉令和3年1月4日(月)～2月1日(月)まで ※必着

※認定経営革新等支援機関等、該当要件、申告書類など、詳しくは市ホームページまたは中小企業庁ホームページでご確認ください。



【問い合わせ先】市税務課 固定資産税係 ☎ 31-0610

## 税 益田税務署からのお知らせ

### 税を考える週間 テーマ「くらしを支える税」



国税庁では、国民の皆さんに租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくために、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、ホームページ等でさまざまな情報を提供しています。

e-Tax

自宅からネットが便利  
申告・納税

e-Taxとは、申告などの国税に関する各種の手続について、インターネットを利用して電子的に手続が行えるシステムです。

### 国税の各種手続がインターネットで！

①自宅やオフィス、税理士事務所から申告、申請・届出等ができます。

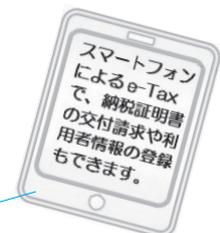
- 所得税、法人税、消費税、贈与税、酒税および印紙税の申告ができます。
- 法定調書、所得税徴収高計算書の提出や納税証明書の交付請求のほか、各種申請・届出ができます。

②ダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。

- 税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納税できます。
- 特に利用回数の多い手続(源泉所得税の毎月納付手続等)に便利です。

③さらに個人の方は…♪

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、所得税等の申告書が作成でき、e-Taxで送信することが可能です。



(注)納税証明書の受取は税務署窓口で行う必要があります。

詳しくは

イータックス

で

検索



【問い合わせ先】益田税務署 ☎ 22-0444 (代表)